

令和8年6月16日
国 税 庁

「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」

の印字内容に係る記載誤りについて

平素より、税務行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、令和8年6月12日（金）に、源泉所得税及び復興特別所得税の納期限の特例を受けておられる納税者の方向けに、具体的な納付期限をお知らせするはがき（以下「お知らせはがき」といいます。）を郵送したところです。

今般、そのうち一部の方について、印字した宛名に誤りがあることが判明し、現在、事実関係について確認を行っております。

詳細については、事実関係が確認でき次第、改めてホームページにてお知らせいたします。

なお、お知らせはがきにおいて案内している、納付の対象となる源泉所得税及び復興特別所得税の「支払期間」及び「納付期限」は、以下のとおりです。

【支払期間】 令和8年1月 から 令和8年6月 まで

【納付期限】 令和8年7月10日

対象となる納税者の方におかれましては、ご心配をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

郵便はがき

料金後納郵便

申告・申請・納税は e-Taxで

〒

----- 殿

(整理番号)

----- 税務署長

期 間	年 月 から 年 月 まで
納 付 期 限	年 月 日限

連絡先

担当部署

電 話 (内線)

※ 自動音声による番号案内が流れた場合、一般的など相談については、音声案内に従って「1」を、このはがきに関するお問合せや納付相談などについては「2」を選択してください。

※ 宛先等については令和6年5月10日現在の情報に基づき印字しています。

表面

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、貴社（あなた）が、表記の「期間」内に支払った給与や退職手当、税理士等の報酬などから源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてまいりました。

表記の「納付期限」までに、お忘れなく納付されますようご案内とお願いを申し上げます。

(注) 平成25年1月1日以後に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされる所得については、所得税と併せて復興特別所得税を徴収し、納付する必要があります。

納付期限までに納付できなかった場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

また、納付税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は、必ず税務署へ提出していただくようお願いいたします。

- 既に納付されているときは、このお知らせと貴社（あなた）の納付が行き違いになったものと思われるので、ご了承ください。
- この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。
- 源泉徴収についてお分かりにならない点がありましたら、当署の担当者にお問い合わせください。

詳しい手続きはこちら

- ✓ 徴収高計算書の提出は、e-Taxが便利です（納付税額がない場合でも提出可能）。
- ✓ 国税の納付には、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。
- ※ 電子証明書やICカードリーダーライタは不要です。

税務署

裏面